

五戸町立小・中学校ラーケーション実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五戸町立小・中学校における「ラーケーション」の実施に関し、必要な事項を定めるものとし、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 児童生徒が保護者等と一緒に学びの計画を立てることで、児童生徒と保護者等の対話を深めるとともに、家庭の教育力向上に資する。
- (2) 児童生徒が保護者等と様々な場所に足を運び、豊かな学びを得る機会を創出する。
- (3) 保護者等の休暇に合わせた家族の時間を確保することで、家族での過ごし方について見つめ直す機会とする。
- (4) 学校の授業のみでは得られない社会体験等を通じて、児童生徒の自主的・自律的な学びを推進し、豊かな人間性と生きる力を育む。

(定義)

第2条 この要綱において「ラーケーション」とは、保護者等（父母、祖父母及びその他保護者）の平日の休暇（バケーション）を利用し、児童生徒が学校に登校せず、家庭、地域、町外において保護者等と一緒にを行う自然体験、社会見学、文化・芸術鑑賞、スポーツ観戦、地域貢献活動その他の体験的・探究的な学習（ラーニング）をいう。

(対象者)

第3条 ラーケーションを取得できる者は、五戸町立小・中学校に在籍する児童生徒とする。

(取得日数等)

第4条 児童生徒1人につき、1年度当たり3日を上限とする。

- 2 取得は1日単位とし、連続でも取得できる。

(取得不可日)

第5条 次に掲げる日は、ラーケーションを取得することができない。

- (1) 入学式、卒業式、始業式、終業式及び修了式等の儀式的行事日
- (2) 春休み、ゴールデンウィーク、夏休み、冬休みが明けた最初の登校日
- (3) 運動会及び体育祭等の体育的行事日
- (4) 文化祭、学習発表会等の文化的行事日
- (5) 遠足、校外学習、宿泊学習、修学旅行等の実施日
- (6) 全国学力学習状況調査日、学力検査のためのテスト等実施日

(7) 健康診断、身体測定等の実施日

(8) 前各号のほか、学校長が定める日

(出欠の取扱い)

第6条 ラーケーションを取得した日は出席扱いとする。ただし、第8条に規定するレポートが期日までに提出されない場合は欠席扱いとする。

(取得の届出等)

第7条 ラーケーションを取得しようとする児童生徒の保護者等は、実施日の7日前までに、ラーケーション取得届出書(様式第1号)を学校長に提出しなければならない。

2 前項の届出を行った保護者等は、ラーケーション取得当日(連続して取得する場合にあつては初日)、学校の始業時間までに学校保護者連絡ツール等により、ラーケーションの取得について連絡するものとする。

(学習活動の報告)

第8条 ラーケーションを取得した児童生徒は、取得日(連続して取得した場合にあつては最終日)から2週間以内(2週間後が休校日等の場合は、翌登校日まで)に、ラーケーションレポート(様式第2号)を学校長に提出することにより、ラーケーションにおける学習活動の報告を行うものとする。

(留意事項)

第9条 ラーケーションの実施にあたっては、保護者等は次の各号に留意するものとする。

(1) 必ず保護者等と児童生徒が一緒に活動すること。

(2) ラーケーションを取得したことで受けられなかった授業内容は、家庭で補うこと。

(3) 活動場所は地域、町外のほか、自宅でもよいこと。

(4) ラーケーションは、学校の管理下外での活動となるため、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外となること。

(記録簿)

第10条 学校長は、ラーケーション取得の届出及び学習活動の報告を受けたときは、ラーケーション記録簿(様式第3号)に記録するものとする。

2 学校長は、当該年度終了後、1か月以内に町教育委員会にラーケーション記録簿の写しを提出するものとする。

(保存年限)

第11条 学校長は、ラーケーション取得届出書、レポート、記録簿を当該年度が終了

した翌4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則 (令和8年9月1日五戸町教育委員会告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する。